平成２６年（フ）第１３５号
大阪市平野区加美北１丁目25番19号
債務者　中村伸顕こと　康　　伸顕
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９８号
大阪府吹田市五月が丘南14番６号
債務者　泉　真知子（旧姓平尾）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０９号
大阪市生野区中川西３丁目10番18号　サンボラム207号
債務者　高田貞子こと　姜　　貞子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２４号
大阪市住吉区長居４丁目３番23号　エマーブル203号
債務者　高原　正子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３００号
大阪府寝屋川市御幸東町15番７号
債務者　長田　幸夫
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２号
青森県五所川原市みどり町５丁目３番地　県営住宅12―３―４
債務者　米村　明美
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第３４８号
和歌山市土入69―１　小堀マンション36号、住民票上の住所和歌山県岩出市溝川２番地の７
債務者　野本　正弘
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４０２号
和歌山市黒田179番地の４　ラ・フォーレ黒田201
債務者　村上　義郎
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４１５号
和歌山県紀の川市貴志川町神戸181番地６
債務者　杉本ミヱ子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４２１号
和歌山市鳴神515―35　高原哲登方、住民票上の住所和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地672
債務者　高原　稔征
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４２９号
和歌山県紀の川市豊田273番地13　加藤方、住民票上の住所和歌山県岩出市西国分569番地の３　401号
債務者　松田　純彦
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４３０号
和歌山県紀の川市桃山町神田54番地１
債務者　根來　玲佳
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４３１号
和歌山市松江東２丁目２番37号　ユニオンハイツ松江307号
債務者　垣内　悦子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４３３号
和歌山市吉里２番地　菖蒲ヶ丘団地Ｂ10棟820号
債務者　中元　　聡
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４３５号
和歌山県橋本市城山台２丁目45番地の５
債務者　扇本　明子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４３９号
和歌山県橋本市高野口町向島219番地の６
債務者　西岡　忠三
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４４３号
和歌山市打越町１番52号
債務者　山田スエ子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係